

事務連絡

令和8年3月5日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会  
代表理事会長 殿

神奈川労働局労働基準部健康課長  
(契印省略)

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底  
マニュアルの改正について

日頃より建築物等の解体等における石綿のばく露防止及び飛散漏えい防止対策  
に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物等の解体等に係る労働者の石綿のばく露防止及び一般環境への石綿  
飛散漏えい防止対策を円滑かつ的確に実施していただくために、厚生労働省、環境  
省において「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策  
徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）」をとりまとめ、周知・活用  
を図っているところです。

今般、同マニュアルについて、下記の改正が行われましたので、貴団体所属の事  
業者等に幅広く周知くださるようお願いいたします。

なお、改正箇所一覧及び改正後のマニュアルは、以下のホームページに掲載して  
おりますので御参照ください。

○改正箇所一覧及び改正後のマニュアルの掲載先（URL 又は QR コード）

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)



記

- 1 事前調査の信頼性向上を図るため、分析調査の試料採取について、調査者等以外  
の者が試料採取する場合は、調査者等の指示の下で行わせることとしたこと。
- 2 解体等作業中に発電機等の内燃機関を使用することによる一酸化炭素中毒事故  
を防止するための対策を明記したこと。
- 3 その他、所要の改正を行ったこと。

神奈川労働局労働基準部健康課

担当 畑野、坂間

TEL 045-211-7353